

農 業 委 員 会 会 議 録

1. 開催日時 平成27年5月11日（月）午後3時00分～午後3時35分
 2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
 3. 出席委員 （15名）

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	松田 榮義	7	梅田 昌宏		
2	奥本 正嗣	8	稲岡 丈介	14	今村平治郎
3	寺田 勉	9	水井 豊		
4	藤本 佳昭	10	増田 武雄	16	藤岡 秀信
5	高井 信安	11	森本 輝雄	17	中島 惠敏
6	弓場 一郎	12	藪内 聿彦	—	—

4. 欠席委員 （2名）13番、速水 保、15番、中江 彰

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項について申請の件

議第2号 農地法第5条規定による申請の件

議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第4号 その他

1) 畑作転換申請承認について

2) 相続税猶予に関する適格者証明願承認について

3) 使用貸借契約の消滅について

4) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地一時転用願いの件

5) 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 仲川博通

事務局長補佐 龍 節子

7. 会議の概要

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から5月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は17名中15名で、定足数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告申し上げます。

（会長あいさつ）

議 長 それでは、議事に入ります前に署名委員が必要ですので、その点についてお諮りさせていただきますが、私から指名させて頂くことに異議ございませんか。

(異議なしの声有り)

議 長

異議なしとのお声を頂きましたので、本日の署名委員に4番、藤本委員さんと、5番、高井委員のお二人を指名致しますのでよろしくお願い致します。なお、本日の会議書記には、事務局の仲川局長、龍補佐を指名致します。それでは、ただ今から議事に入ります。議案第1号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局

議案第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。本件は、農地を農地として耕作するために使用貸借権の設定、及び売買による所有権移転に伴う異動でございます。

番号1番、申請地、大字□□、□□□番□(地目)田(面積)1,668㎡及び大字□□、□□□番□(地目)田(現況)畑(面積)624㎡、借受人、大字□□、□□□□、貸出人、大字□□、□□□□、使用貸借権の設定による異動で、申請理由は新規就農のためでございます。なお、借受人の耕作地面積は今回取得された2,292㎡と下限面積は満たすこととなります。場所は部会現地調査順序表1番目□□□学校から北西へ約400mのところでございます。

番号2番、申請地、大字□□、□□□番□(地目)畑(面積)900㎡及び大字□□、□□□番□(地目)畑(面積)173㎡、譲受人、大字□□、□□□□、譲渡人□□□□□町□□□□、売買による所有権の移転で、申請理由は規模拡大のためでございます。なお、譲受人の耕作地面積は8,924.62㎡と下限面積は満たしております。場所は部会現地調査順序表2番目□□□□園より南東へ約300mのところでございます。以上、第1号議案につきましては2件の申請で、それぞれ申請に伴います書類等は具備致しております。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、1番の□□□□さんにつきましては、新規就農でありますので、先ほど農地部会へ来て頂き、営農計画について聞き取りさせて頂きましたので、これにつきましては、農地部会長より説明をお願いします。

部会長

それでは、農地部会で新規就農の聞き取りを行った結果を報告させて頂きます。今回、新規就農されますのは、大字野口の□□□□さん37才の方で非常に若く元気な方に就農して頂きます。11項目について聞き取りさせて頂きました。また、地元の藤本委員さんや高井委員さんが、本人のお父さんをはじめとする方々を、よくご存じということであり、聞き取りの内容の結果からしても、一生懸命農業に従事されるであろうということでありました。また、地元との関係につきましても、地元水利組合や藤本委員さんのアドバイスを受けながら協力して行くとのこと、営農誓約書も提出して頂きましたので、農地部会では妥当な申請であろうとのことでありました。以上農地部会での協議結果を報告致します。ご審議よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、農地部会長から説明がありましたが、続いて、農地法に基づく審査基準による検討事項について、事務局より説明願います。

事務局

今回の申請に記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させて頂きます。まず、番号1番の新規就農につきましては、先ほど農地部会長から報告のあったとおりですので、省略させていただきます。続いて、番号2番、まず、譲受人が権利取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、現在保有している農地の耕作状況、機械の保有状況、世帯員の人数、また、本人からの聞き取りにより、今回取得する農地も含めてすべての農地を耕作又は耕作出来る状態に管理され、効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと考えます。次に、譲受人が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかという常

時従事要件につきましては、申請書に記載されている本人も含めた世帯員の農作業の従事状況からして、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。また、下限面積要件につきましては、現在の経営面積と今回取得されます耕作地面積からして、要件を満たしております。また、周辺の地域との調和要件につきましては、申請書の内容及び本人からの聴取によりまして、地域の取り決めを守り耕作をして行くとのことですので、地域との調和要件につきましても支障がないものと考えます。以上、番号2番につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、第1号議案について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

（異議なしの声有り）

議 長 　異議なしとの声がありましたので、採決致します。それでは、第1号議案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、第1号議案については、委員会処理に決定致します。続きまして、議案第2号を議題と致します。事務局より説明願ひます。

事務局 　議案第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域の農地を賃貸借権の設定及び売買による所有権移転により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字□□□、□□□番□（地目）畑（面積）198㎡及び大字□□□、□□□番地（地目）畑（面積）699㎡、借受人□□□□丁目（株）□□□□□□、貸出人□□□□目□□□□、賃貸借権設定による太陽光発電設備への転用申請でございます。場所は部会現地調査順序表第5番目□□□□□□□□□□より南へ約300mのところでございます。

番号2番、申請地、大字□、□□番□（地目）田（面積）1,038㎡及び大字□、□□番□（地目）田（面積）1,237㎡、譲受人□□市□□、□□□□、譲渡人、大字□□、□□□□、売買による所有権移転で、一戸建専用住宅への転用申請でございます。場所は部会現地調査順序表第4番目□□□□駅より南東へ約350mのところでございます。いずれも申請に伴う書類等は具備致しております。以上、第2号議案につきましては2件の申請でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願ひます。

部会長 　それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。1番の□□□の株式会社□□□□□□さんの太陽光発電への転用申請ですが、進入部分が通路になり、非農地の状況になっておりますが、奥の農地と併せて3条で取得されたもので、今回の申請には併せて申請して頂きました。農地の東側は、畑と宅地、西側は田、南側は田、北側は宅地と道路でした。現状のまま整理して使用されるとのことで、農地部会ではやむを得ない申請であろうとの審議結果でした。

続きまして、2番の吉川さんの戸建専用住宅への転用ですが、北側、南側は道路に挟まれ、西側、東側は畑です。現況は畑を休耕された状態ですが、周囲を擁壁で囲い、排水は浄化槽を設置され、北側水路に排水されるようで、農地部会としては、何ら問題のない案件であろうとのことでした。

以上、農地部会での審議結果を報告させていただきます。ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基

準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局

それでは説明させていただきます。まず、1番の大字□□□の申請ですが、農地の区分は、第2種農地と判断致します。資力及び信用につきましては、必要な資金は会社の資金でまかなう計画で、銀行の預金明細書の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。続いて、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、本人からの聴取によりまして、許可後よりすぐに着手とのこととありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用の目的、事業規模からしても妥当な面積であると考えます。次に、2番大字□の申請につきましては、農地の区分は、第3種農地と判断いたします。資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、銀行の残高証明の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点についてであります。これも本人からの聴取によりまして、許可後よりすぐに着手とのこととありましたので確実であろうと考えます。また、計画面積につきましては転用の目的、規模からしても妥当な面積であると考えます。以上ご審議よろしくお願い致します。

議長

ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この第2号議案について、それぞれ何かご意見、ご質問などある方は挙手をお願いします。何かございませんか。
(なしの声有り)

議長

ご意見、ご質問などがないようですので、採決に入ります。第2号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、第2号議案は県へ送付することに決定致します。それでは次に入ります。議案第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局

議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で案件とさせて頂きました。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、大字□□、□□□□、利用権を設定する者、大字□□、□□□□、利用権を設定する農地、大字□□、□番地(地目)田(面積)1,260㎡、利用権の種類は賃貸借権の設定で、野菜を栽培しての利用でございます。利用期間は平成27年6月1日から平成33年5月31日までの6年間でございます。

整理番号2番、利用権の設定を受ける者、大字□□、□□□□、利用権を設定する者□□□□□□町□□□□、利用権を設定する農地、大字□□、□□□番地(地目)田(面積)790㎡、大字□□、□□□番□(地目)田(面積)788㎡、大字□□、□□□番地(地目)田(面積)1,123㎡、利用権の種類は賃貸借権の設定で、水稻を作付しての利用でございます。利用期間は平成27年6月1日から平成33年5月31日までの6年間でございます。

整理番号3番、利用権の設定を受ける者、大字□□、□□□□、利用権を設定する者□□市□□町□□□□□、利用権を設定する農地、大字□□□、□□□番□(地目)田(面積)1,927㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付しての利用でございます。利用期間は平成27年5月1日から平成30年4月30日までの3年間でございます。

整理番号4番、利用権の設定を受ける者、大字□□、□□□□、利用権を設定する者□□市□□町□□□□、利用権を設定する農地、大字□□□、□□□番地(地目)田(面積)1,13

5㎡、大字□□□、□□□番□（地目）田（面積）761㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付しての利用でございます。利用期間は平成27年5月1日から平成30年4月30日までの3年間でございます。

理番号5番、利用権の設定を受ける者、大字□□、□□□□、利用権を設定する者、大字□□□、□□□□、利用権を設定する農地、大字□□□、□□番□（地目）田（面積）1,206㎡、大字□□□、□□番地（地目）田（面積）1,321㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付しての利用でございます。利用期間は平成27年5月1日から平成30年4月30日までの3年間でございます。

整理番号6番、利用権の設定を受ける者□□町□□□□、利用権を設定する者□□町□□□□、利用権を設定する農地、大字□□、□□番□（地目）田（面積）1,124㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で水稻を作付しての利用でございます。利用期間は平成27年5月1日から平成30年4月30日までの3年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各要件の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。また、利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件であります、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められることと、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められることの各要件を満たしております。この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しましてその旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。ご質問などがないようですので、採決いたします。第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議長 全員賛成ですので、第3号議案は、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。次に入ります。議案第4号、その他の1番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議案第4号、その他の1番、畑作転換申請承認について説明致します。

番号1番、申請地□□□□□、□□番□（地目）田（面積）836㎡のうち280㎡、申請人□□市大字□□、□□□□、田から畑への変更であります。場所は部会現地調査順序表第3番目□□□□□□□より南へ約100mのところであります。なお、書類上は具備されております。畑作転換申請の承認については1件の申請でございます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査を願っておりますので、農地部会長より調査結果の説明を願います。

部会長 それでは、報告させていただきます。今回の申請は、担当委員の今村さんからの連絡で、申請を出して頂いたもので、周りの土を集め、一部土地を地上げして畑として使用されるようで、隣地との境界からは控えて地上げされており、周囲には被害がないようで妥当な申請であろうという審議結果でした。以上報告させていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに農地部会長より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見ご質問等ありませんか。異議などございませんか。

議長 ご質問、ご異議などないようですので、採決致します。それでは第4号議案、その他の1番について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、第4号議案その他の1番については事務局処理と致します。次に入ります。議案第4号その他の2番についてを議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号、その他の2番、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について説明致します。本件は、租税特別措置法第70条の6の規定の適用を受けるための証明の願い出をされているものでございます。これは税務署への相続税申告の書類の一部として、この証明が必要になるものでございます。

番号1番、所在地、大字□□、□□番□（地目）田（面積）1,214㎡、相続人□□□□目□□□□、被相続人□□□□目□□□□、以上、番号1番の調査内容と致しまして、それぞれの相続人が引き続き農業経営を行うとのこととございますので、あらかじめ事務局で証明に伴う調査書により、平成27年5月1日、事実確認調査で現況、農地として耕作されていることを確認致しましたので、審査の結果、適格要件を満たしているとの判断を致しております。ご決定を頂きますと申請者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見ご質問等ございませんか。何かございましたら挙手でお願いします。

（なしの声有り）

議 長 なしとの声がありましたらご質問などが無いようですので採決致します。第4号議案その他の2番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので第4号議案、その他の2番については、原案のとおり事務局処理に決定致します。次に入ります。議案第4号、その他3番についてを議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号、その他3番、使用貸借契約の消滅について説明致します。

番号1番、申請地、大字□□□、□□□番□（地目）田（面積）2,104㎡、借受人□□市□□、□□□□、貸出人□□市□□町□□□□□、理由は、利用権設定の相手を変更するためであります。

番号2番、申請地、大字□□□、□□□番地（地目）田（面積）1,135㎡、大字□□□、□□□番□（地目）田（面積）761㎡、借受人、□□市□□、□□□□、貸出人□□市□□町□□□□、理由は利用権設定の相手を変更するためであります。

以上、使用貸借契約の消滅については2件の通知でございます。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願いします。

議 長 ご質問などが無いようですので、第4号議案、その他3番につきましては皆様への報告と致します。次に入ります。議案第4号、その他4番、報告第1号を議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号、その他の4番、専決処分の報告について、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します。本件は、相続により農地の権利を取得した場合の届出分について、専決処理を行ったものの事後報告でございます。

番号1番、申請地、大字□□□、□□番□（地目）田（面積）904㎡、大字□□□、□□番□（地目）田（面積）775㎡、大字□□□、□□□番□（地目）田（面積）1,039㎡、相続人、大字□□□、□□□□、平成27年4月17日、相続による所有権取得の届出で、あつせんの希望はされておられません。

以上、農地法第3条の3第1項の規定による届出については1件の届出でございます。

議 長 　ただ今の専決処分の報告第1号の案件につきましては、委員の皆様への報告とさせていただきます。次に入ります。議案第4号、その他4番、報告第2号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第4号、その他4番、専決処分の報告について報告第2号、農地一時転用願いの件について説明致します。

番号1番、一時転用する農地□□□□□、□□□番□（地目）田（面積）244㎡のうち50㎡、願出人、大字□□、□□□□、所有者□□□□□目□□ □、相続人□□□□、使用目的は、工事用の資材置き場及び仮設道路としてでございます。使用期間は、平成27年4月14日から平成27年8月31日まででございます。なお、添付書類といたしまして農地の所有者□□□□の同意書が添付されております。以上、農地の一時転用願いにつきましては、1件の通知でございます。

議 長 　報告第2号の案件につきましては、報告事項として委員皆様への報告とさせていただきます。それでは次に入ります。議第4号 その他5番「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第4号 その他5番、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明致します。この件につきましては、平成27年3月6日の委員会において承認頂きました平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）ならびに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、農業者の方からのご意見及びご要望を頂くために、大和高田市ホームページに公表させて頂きましたが、特に意見等はございませんでしたので報告させていただきます。

議 長 　只今、事務局より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

（なしの声有り）

議 長 　異議ないようですので、ご承認頂きました案を平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画とし、それぞれ案を消し、市のホームページに公表させて頂くことと致します。議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。

議 長 　他にないようですので、委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。これで5月の定例委員会を終らせて頂きます。

本議事録は、農業委員会等に関する法律第27条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 　松田 榮義
署名委員 藤本 佳昭
署名委員 高井 信安